# 税の申告相談

# 市・県民税の申告相談 2月17日~3月17日

■問合せ 税務課 ☎23-2115

## ■ 申告相談日

- ▶期間 2/17(月) ~ 3/17(月) ※土日祝除く 日曜開設 3/2(日)
- ▶場所 市役所1階
- ▶相談時間 9:00~12:00 受付8:30~

 $13:00 \sim 16:00$ 

- ※申告相談開始1週間程度は、会場が混雑します。
- ※発熱などの症状がある場合は、改めてご来場ください。
- ※受付後は、待合室でお待ちください。 車でお越しの方は、車内での待機も可能です。 受付時にお申し出ください。
- ※所得税の申告相談も受け付けます。

#### ■ 申告に必要なもの

- ●申告書(前年の控えがある場合はお持ちください)
- ②確定申告のお知らせハガキ(税務署から送付された人)
- **③個人番号が分かるもの**(マイナンバーカードなど)
- 4□座番号 (申告者名義)が分かるもの
- **⑤源泉徴収票**(給与所得·年金所得がある人)
- ⑥社会保険料の支払額がわかる領収書など (国民健康保険税・国民年金保険料は、 市役所で申告相談する人は不要)
- **②**生命保険・地震保険などの支払い保険料証明書
- ③医療費控除を申告する人は、医療費控除の明細書 (必ず「医療費控除の明細書」に記載してください)
- ⑨営業・農業・不動産所得などがある人は「収支内訳書」 または「農業所得のお尋ね」
- ※8・9は事前に計算してお持ちください。

## ■ 申告が必要な人

令和7年1月1日現在、市内に住所がある人

令和6年中に収入があった人

#### 給与所得者

- (1)給与支払報告書が勤務先から高萩市に提出されていない人
- (2)2か所以上から給与をもらっている人
- (3)給与所得以外に営業・不動産などの収入があった人

## 令和6年中に収入がなかった人

- (1)どなたの扶養にもなっていない人
- (2)国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人
- (3)医療福祉制度 (マル福)を受給している人

#### 給与所得者以外の人

- (1)令和6年中に、個人年金・営業・農業・不動産などの収入があった人
- (2)公的年金収入のある人で、社会保険料控除・医療費控除などを受ける人

#### ■ 申告が不要な人

次のいずれかに該当する人は申告が必要ありません。 ただし、(2)、(3)に該当する人のうち、医療費・社会保険料・ 雑損・その他控除を受ける場合は申告が必要です。

- (1)所得税の確定申告書を提出済・提出予定。
- (2)年末調整された給与所得のみで、給与支払報告書が勤務 先から高萩市に提出されている。
- (3)収入が公的年金(国民年金・厚生年金など)のみ。
  - ※ 400 万円を超える人は所得税の申告が必要です。

#### ■ 市で受付不可な所得税の申告

- 令和5年分以前の申告
- 青色申告
- 住宅ローン控除の1年目の申告
- 準確定申告(亡くなった人の申告)
- → 分離課税の確定申告(収用を除く土地建物の譲渡、株の譲渡・配当、先物取引、利子、退職、山林)

## 日立税務署から申告に関するお知らせ

■問合せ 日立税務署 ☎0294-21-6346

## ■ 確定申告会場の開設時間等 (令和6年分所得税・個人消費税・贈与税)

▶期間 2 /17(月) ~ 3 /17(月)※土日祝除く 受付 8:30 ~ 16:00

#### ▶受付方法

申告に相談を要する人は、入場整理券が必要です。会場で当日配付も行いますが、早期に配付終了する場合があるため、 事前に国税庁公式LINEでの取得がおすすめです。



国税庁LINE

 
 期間
 場所

 2/14(金)まで ※要予約
 日立税務署 (日立市若葉町2-1-8)

 2/17(月) ~3/17(月) ※土日祝除く
 日立シビックセンター マーブルホール (日立市幸町1-21-1 新都市広場地下1階)

 3/2(日)
 中央ビル4階 (水戸市泉町2-3-2)

※マイナンバーカード方式のスマホ申告が基本です。 パスワードが分かるようにしてお越しください。

#### ■ 申告書等の作成は便利なスマホ・パソコンで

国税庁ホームページ内「確定申告書等作成コーナー」で所得税 などの申告書等が作成できます。ご自宅で作成できますので、ぜ ひご利用ください。

また、マイナポータルと e-Tax を連携すると、確定申告の該 当項目が自動入力され、書類の管理・保管も不要になり、便利です。 ※マイナポータル連携の利用には、事前準備が必要です。 e-Tax・作成コーナーの 問い合わせは、ヘルプデスクへ。 ☎ 0570-01-5901 【受付時間】月~金 (祝日除く) 9:00~17:00







自動入力・自動計算





税務署





確定申告書等作成コーナー

マイナポータル 連携

書面による申告書などを提出する人へ

R7.1月以降、確定申告書等の控えに収受日付印の押印は行いません。申告書等の提出年月日は、必要に応じて、 ご自身で記録・管理をお願いします。

また、申告会場では、自宅で作成した申告書の金額確認や書面による申告書の作成は行っていません。

# 償却資産(固定資産税)の申告期限 1月31日まで

■問合せ 税務課 ☎23-2115

1月1日現在で償却資産\*1を所有する人(法人・個人)は、市へ申告する義務\*2があります。 前年度に申告した人へ12月中に申告書を郵送しています。申告が必要で申告書が届いて いない人は、関係書類を市ホームページから入手してください。



※1 償却資産とは、土地・家屋以外のもので事業のために用いている備品・機械・構築物などのこと。 ※2 地方税法第383条(固定資産の申告)の規定。

#### ◆ 該当する償却資産の例

1 構築物 (看板、駐車場設備、アスファルト舗装、植栽等外構工事 など)

2 機械・装置 (製造機械設備、工作機械、印刷機械、太陽光発電設備 など)

3 **車両・運搬具** (大型特殊自動車、構内運搬車 など) ※自動車税・軽自動車税が課税されているものを除く。

4 工具・器具・備品 (パソコン、机・椅子、事務機器類、レジスター など)ほか